



研究所だより 2018年3月

3月の人権ダイアリー

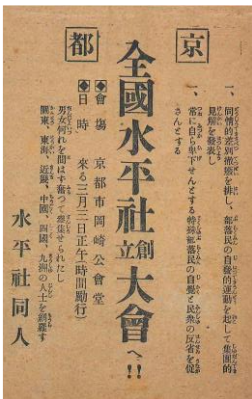
■ 3月2日 「北海道旧土人保護法」を公布（1899年）



明治政府の「北海道開拓」という同化政策の結果アイヌの人たちが困窮、救済のため政府は「北海道旧土人保護法」を制定した。アイヌの人たちを同化させる目的で土地を付与して農業を奨励し、医療、生活扶助、教育などの保護対策を行うのが目的だったが、和人移住者に大量の土地配分することが優先されるなどして効果は上がらなかった。

1997年の「アイヌ文化の振興」施行に伴い同法は廃止された。先住民族の権利に関する国連宣言（2007年）は植民地政策（同化政策）を誤りとし、同意なく没収した土地や領土・資源などを返還させる権利を規定している。

■ 3月3日 全国水平社が創立大会（1922年）



「差別する側に問題がある」との佐野学論文「特殊部落民解放論」を読んだ奈良の若者たちは、被差別部落民自らが立ち上がって部落差別をなくそうと1922年3月3日、京都岡崎公会堂で全国水平社を創立した。公然と部落差別に抗議する団体が生まれ、部落差別に苦しむ人たちの心に明るい光がともり、生きる希望が生まれた。

全国水平社は差別者糾弾(きゅうだん)運動を展開した。糾弾とは差別をした人に差別された人のつらさや怒りを分かってもらうことで、再発防止のために新聞への謝罪広告掲載や啓発講演会の開催を求めた。

■ 3月12日 財田川事件、冤罪確定（1984年）

1950年に香川県財田村で起きた財田川事件では無実の青年が逮捕され、死刑が確定した。「不良だから」との風評が冤罪につながった。矢野伊吉判事は退職後も弁護士として青年の救済に尽力、さらに白鳥決定も追い風となって再審が実現、1984年3月12日に高松地裁は青年に再審無罪判決を出した。

■ 3月25日 保井コノ、日本初の女性博士に（1927年）

保井コノ（1880～1971）は1880年に三本松（現東かがわ市）に生まれ、日本初の女性博士になった。「良妻賢母教育」（女は育児・炊事・洗濯など家事を）が行われる男尊女卑の時代、男の領域とされていた学問の道を進み、至るところで男性から差別といじめを受

けた。物理の教科書を執筆すると文部省検定官（男性）に「女に書けるはずがない」と侮辱され、不合格とされた。留学を申請すると「将来家庭に入るので国費留学は税金の無駄づかい」と却下された。2年後に「家事育児」を研究目的に追加して許可が下りたが生涯独身で研究に専念する念書をとられた。しかし保井は植物研究にはげみ1927年、実績を認められて理学博士号を授与された。こうして女性研究者への道が開かれた。

■ 3月26日 香川県部落差別防止条例を公布（1996年）



「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」は、結婚と就職に際して県民及び県内事業者は特定個人について①部落関係者かどうか身元調査をしてはならない②興信所などに調査を依頼してはならない③興信所などは調査を引き受けてはならない④協力してはならない⑤その他部落差別につながる行為をしてはならないなどを定めている。県政世論調査では認知度が2割程度で機能していると言い難く、県は部落差別解消推進法に基づいて啓発を充実しなければならない。

3月の主な活動

16日	多度津町職員研修会
20日	島根県竹矢公民館研修会
21日	理事会／部落差別解消推進法具体化研究会
22日	県女性子ども相談センター取材
24日	西予市人権研修会／東かがわ市人権擁護審議会